

児童生徒の安全確保について

問 ①町内でここ3年間
の不審者等の事件、
事故の実態は。

②地域ボランティア等の学
校巡回や児童生徒の防犯訓
練等、安全確保の取組みは。
③学校における危機管理マ
ニュアルの整備状況は。
④効果的な安全対策を進め
ているのか。

教言長 ①町内における
不審者等出没状況は、平成
14年度は9件、平成15年度
は12件、平成16年度は15件
と増加傾向にある。

②学校だけの取組みには
限界があり、地域の協力を
制が必要不可欠である。老
人クラブや、退職校長会に
よる、巡視や、住民の方が
犬の散歩等を行いながらの
「ながらパトロール」の実施、
「子ども110番の家」の
設置や、郵便局やタクシー
ドライバーなどの協力を得
て、保護、連絡体制を築き、
安全の確保を行っている。

③毎年、学校経営案の策定
時に安全についての点検を
実施する中、検証し改善し
ている。また、危機マニユ

アルに基づき、防犯訓練や、
侵入者に対する防衛や、実
践的な非難訓練等を実施し
ている。

④事件発生情報の迅速な伝

児童生徒の問題行動等について

問 「平成15年度児童生
徒の問題行動に関す
る調査」によると、不登校
児童は減少したが、暴力行
為やいじめの件数は増加し、
凶悪な事件が各地で発生、
児童生徒の問題行動につい
て憂慮すべき状況にある。
問題行動の状況と対策につ
いて伺う。

教言長 不登校の児童生
徒は、平成14年度23人、平
成16年度6人と減少傾向に
ある。

不登校傾向の生徒には、
担任や校長・教頭、養護教
諭による家庭訪問や親との
協議により登校を促し、心
の教室相談員やカウンセラ
ーのアドバイスを受け、サ
ポート活動を実施している。
いじめ問題は、状況の把
握と分析による組織的な生

徒、防犯カメラや防犯感知
器の設置、サスマタ、催涙
スプレー、防犯ブザー、ホ
イッスル等を配備している
他、平成15年度には、安全
マップを作成、配布し情報
の提供を行っている。

児童生徒の問題行動等について

徒指導の体制づくりで対応
し、未然防止と早期発見の
対策を実施している。
深夜営業の商業施設やお
祭りなどのイベントの際に
は、教職員やPTA役員に
よるパトロールを実施し、
生活安全推進協議会など関
係機関とも連携し問題行動
の抑制に努めている。

子どもの権利条例について

問 近年地方自治体にお
いても、子供の権利
条例の制定がみられ、本町
でも子供と向き合う機会、
子供の権利保護等、街づく
りの一つとして条例制定を
前向きに考えては。

教言長 必要性について
十分認識した上で、これま
でジュニア教育委員会や、

近年地方自治体にお
いても、子供の権利
条例の制定がみられ、本町
でも子供と向き合う機会、
子供の権利保護等、街づく
りの一つとして条例制定を
前向きに考えては。

職業観の育成について

問 労働白書によると、
日本の二ト人口は
約64万人ともいわれ、若者
が社会の一員として、自分
の人生を切り開いていく力
をどう育むか、キャリア教
育をの必要性が求められて
いるが、現状を踏まえ町長、

教育長の考えを伺う。
町長 国の各省庁が、連
携し各施策の具体化を進め
ており、これら具体的な支
援策を踏まえ教育委員会や
関係機関との協議を進め対
応したい。

河川管理と洪水対策について

問 局部的集中豪雨が多
発し町内でも途別川、
旧途別川において洪水の危
機を感じ、堤防のかさ上げ、
河川敷の雑木林除去を早急
に行う様、国、道へ対策を
求めたい。

町長 これまでも、河
川管理及び洪水対策につい
ては、国及び道・町により
整備が進められてきた。今
後も、関係機関と緊密な連
携を図り、引き続き強く要
請をしたい。

子どもの権利条例について

条例制定市町村実態把握と
調査研究、幕別教育の日の
制定等を行ってきた。こう
した取り組みの中から、教
育委員会としては、条例の
制定についての考え方を整
理したところである。

今後は、町長部局、関係機
関・団体と協議し、条例を
制定するか否か判断したい。

いづれにしても、条例制
定の必要性や内容はもとよ
り、話し合いを深める過程
を重視することが、町民の
意識の向上と理解を深める
ことにつながる事から、引
き続き研究したい。